

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案

未
定
稿

目次

第一章	総則（第一条―第六条）
第二章	基本方針（第七条）
第三章	監視及び測定の実施（第八条）
第四章	放射性物質により汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等
第一節	関係原子力事業者の措置等（第九条）
第二節	特定廃棄物の処理（第十条―第二十二条）
第三節	除染等の措置等（第二十三条―第三十七条）（P）
第五章	費用（第三十八条・第三十九条）
第六章	雑則（第四十条―第五十二条）
第七章	罰則（第五十三条―第五十五条）（P）

理法第九条の二第一項第一号及び第九条の三十項の規定の適用については、これらの規定中「技術上の基準」とあるのは、「技術上の基準（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第二十二条第一項の環境省令で定める技術上の基準を含む。）とする。

4 特定産業廃棄物処理施設の設置者が当該特定産業廃棄物処理施設の維持管理を行う場合に係る廃棄物処理法第十五条の二の七第一号の規定の適用については、同号中「技術上の基準」とあるのは、「技術上の基準（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第 号）第二十二条第一項の環境省令で定める技術上の基準を含む。）とする。

第三節 除染等の措置等

（特別地域の指定）

第二十三条 環境大臣は、その地域及びその周辺の地域において検出された放射線量等からみて、その地域内の放射性物質による環境の汚染が著しいと認められる地域として環境省令で定める要件に該当する地域

を特別地域として指定することができる。(P)

2 環境大臣は、特別地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

3 環境大臣は、特別地域を指定したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

4 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の区域内の一定の地域で第一項の環境省令で定める要件に該当するものを、特別地域として指定すべきことを環境大臣に対し要請することができる。

(特別地域の区域の変更等)

第二十四条 環境大臣は、特別地域の指定の要件となつた事実の変更により必要が生じたときは、当該特別地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による特別地域の区域の変更又は特別地域の指定の解除について準用する。

(特別地域内除染実施計画)

第二十五条 環境大臣は、特別地域を指定したときは、当該特別地域について、土壤等の除染等の措置並びに除去土壤の収集、運搬（P）、保管及び処分（以下「除染等の措置等」という。）を総合的かつ計画的に講ずるため、当該特別地域に係る除染等の措置等の実施に関する計画（以下「特別地域内除染実施計画」という。）を定めなければならない。

2 特別地域内除染実施計画においては、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 除染等の措置等の実施に関する方針

二 特別地域内除染実施計画の目標

三 前号の目標を達成するために必要な措置に関する基本的事項

四 その他特別地域内の土地に係る除染等の措置等の実施に関し必要な事項

3 環境大臣は、特別地域内除染実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 環境大臣は、特別地域内除染実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公告するとともに、関係地方

公共団体の長に通知しなければならない。

(特別地域内除染実施計画の変更)

第二十六条 環境大臣は、特別地域の区域の変更により、又は特別地域内の放射性物質による環境の汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、特別地域内除染実施計画を変更することができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による特別地域内除染実施計画の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

(国による特別地域内除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施)

第二十七条 国は、特別地域内除染実施計画に従って、特別地域に係る除染等の措置等を実施しなければならない。

2 特別地域内除染実施計画に基づく除染等の措置等は、関係人（除染等の措置等を行う土地又は立木、工作物その他当該土地に定着する物件に関し権原を有する者をいう。以下同じ。）の同意を得て、実施しなければならない。ただし、過失がなくて当該関係人を確知することができないときは、この限りでない。

(P)

3 国は、特別地域内除染実施計画に基づく除染等の措置等に伴い生じた除去土壌等を、やむを得ず当該土地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、土地又は工作物（以下「土地等」という。）の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得て、当該土地において当該除去土壌等を保管することができる。（P）

（汚染状況重点調査地域の指定）

第二十八条 環境大臣は、その地域（第二十三条第一項に規定する特別地域を除く。）及びその周辺の地域において検出された放射線量等からみて、当該地域内の放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認められ、又はそのおそれが著しいと認められる場合には、当該地域を当該地域内の放射性物質による環境の汚染の状況を重点的に調査測定することが必要な地域（以下「汚染状況重点調査地域」という。）として指定するものとする。

2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならぬ。

3 環境大臣は、汚染状況重点調査地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の

意見を聴かなければならない。

4 環境大臣は、汚染状況重点調査地域を指定したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知しなければならない。

5 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の区域内の一定の地域で第一項の要件の環境省令で定める要件に適合しないと認められるものを、汚染状況重点調査地域として指定すべきことを環境大臣に対し要請することができる。(P)

(汚染状況重点調査地域の区域の変更等)

第二十九条 環境大臣は、汚染状況重点調査地域の指定の要件となった事実の変更により必要が生じたときは、その指定に係る汚染状況重点調査地域の区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による汚染状況重点調査地域の区域の変更又は汚染状況重点調査地域の指定の解除について準用する。

(汚染の状況の調査測定)

第三十条 都道府県知事又は政令で定める市町村の長(以下「都道府県知事等」という。)は、環境省令で

定める方法により、汚染状況重点調査地域内の放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をすることができる。

2 都道府県知事等は、前項の調査測定の結果を公表するよう努めなければならない。

3 都道府県知事等は、放射性物質による環境の汚染の状況を調査測定するため、必要があるときは、その必要の限度において、その職員に、土地等に立ち入り、土壤その他の物につき調査測定させ、又は調査測定のため必要な最小量に限り土壤その他の物を無償で収去させることができる。

4 都道府県知事等は、その職員に前項の規定による立ち入り、調査測定又は収去をさせようとするときは、あらかじめ、土地等の所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、過失がなくて当該土地等の所有者等を確認することができないときは、この限りでない。

5 第三項の規定による立ち入り、調査測定又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 土地等の所有者等は、正当な理由がない限り、第四項の規定による立ち入り、調査測定又は収去を拒み、又は妨げてはならない。

(除染実施計画)

第三十一条 都道府県知事等は、前条第一項の規定による調査測定の結果その他の調査測定の結果により放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認める区域について、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、当該都道府県又は市町村内の当該区域に係る除染等の措置等の実施に関する計画（以下「除染実施計画」という。）を定めることができる。

2 除染実施計画においては、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 除染等の措置等の実施に関する方針
- 二 除染実施計画の対象となる区域
- 三 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域
- 四 前号に規定する区域内の土地等の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置
- 五 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期
- 六 除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に関する事項
- 七 その他環境省令で定める事項

3 都道府県知事等は、除染実施計画に定められるべき事項について調査審議するため、当該除染実施計画において除染等の措置等の実施者として定められることが見込まれる国、都道府県、市町村及び第三十三条第一項第四号の環境省令で定める者を含む者で組織される協議会を置く。

4 都道府県知事等は、除染実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、前項に規定する協議会の意見を聴くとともに、環境大臣に協議しなければならない。

5 都道府県知事等は、除染実施計画を定めたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、これを公告するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

6 市町村長は、当該市町村の区域内の一定の区域で、第一項の要件に適合しないと認めるものについて、除染実施計画を定めるべきことを都道府県知事等に要請することができる。(P)

(除染実施計画の変更)

第三十二条 都道府県知事等は、前条第二項第二号の区域（以下「除染実施区域」という。）の放射性物質による環境の汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、除染実施計画を変更することができる。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による除染実施計画の変更（環境省令で定める軽微な変更

を除く。）について準用する。

（除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施）（P）

第三十三条 除染実施区域内の土地であつて次の各号に掲げるものについての除染等の措置等は、当該各号に定める者が実施するものとする。

- 一 国が管理する土地 国
- 二 都道府県が管理する土地 当該都道府県
- 三 市町村が管理する土地 当該市町村
- 四 環境省令で定める者が管理する土地 当該環境省令で定める者
- 五 前各号に掲げる土地等以外の土地 当該土地等が所在する市町村
- 2 除染実施区域内の土地であつて前項第五号に掲げるもののうち農用地にあつては、前項の規定にかかわらず、当該市町村長の要請により、当該農用地が所在する都道府県の知事が除染等の措置等を実施することができるとができる。

3 前二項の規定は、除染実施区域内の土地であつて第一項第五号に掲げるものについて、当該土地等の所

有者等が自ら土壤等の除染等の措置を行うことを妨げるものではない。

4 除染実施計画に基づく除染等の措置等は、関係人の同意を得て、実施しなければならない。ただし、過失がなくて当該関係人を確知することができないときは、この限りでない。

5 関係人は、除染実施計画の円滑な実施が促進されるよう、第一項各号に定める者が実施する除染等の措置等に協力しなければならない。

6 都道府県知事等は、環境省令で定めるところにより、除染実施計画に基づき除染等の措置等を実施する者に対し、当該除染実施計画の進捗状況について報告を求めることができる。

(土壤等の除染等の措置の基準)

第三十四条 特別地域内除染実施計画又は除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置を実施する者は、環境省令で定める基準に従い、当該土壤等の除染等の措置を行わなければならない。

2 除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置を実施する者は、当該土壤等の除染等の措置を委託する場合には、環境省令で定める基準に従わなければならない。

(除去土壤の処理の基準)

第三十五条 特別地域内除染実施計画又は除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置に係る除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を実施する者は、環境省令で定める基準に従い、当該除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を行わなければならない。

2 除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置に係る除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を実施する者は、当該除去土壤の収集、運搬、保管又は処分を委託する場合には、環境省令で定める基準に従わなければならない。

（土壤等の除染等の措置を行った土地における除去土壤等の保管に関する特例）

第三十六条 第三十三条第一項第一号から第四号までに定める者は、除染実施区域内の土地であつて当該各号に掲げるものから生じた除去土壤等（除去土壤及び当該除去土壤に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物をいう。以下同じ。）をやむを得ず保管する場合は、環境省令で定める基準に従い、自らが管理する土地において当該除去土壤等を保管しなければならない。

2 前項に規定する者は、同項の規定により除去土壤等を保管するときは、環境省令で定めるところにより、除去土壤等の保管に関する台帳を作成し、これを管理するとともに、公表しなければならない。（P）

3 市町村長（第三十三条第二項の規定に基づき、農用地において、都道府県知事が除染等の措置等を実施する場合は、都道府県知事。以下この条において同じ。）は、除染実施区域内の土地であつて第三十三条第一項第五号に掲げるものから生じた除去土壤等を、やむを得ず当該土地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地等の所有者等に対し、当該除去土壤等を保管させることができる。この場合において、当該土地等の所有者等（これらの者から権利を承継した者又は権利の設定を受けて、新たに当該土地等の管理者となつた者を含む。以下同じ。）（P）は、第一項の環境省令で定める基準に従い、当該除去土壤等を保管しなければならない。

4 市町村長は、前項の規定により土地等の所有者等に当該土地に係る除去土壤等を保管させようとするときは、あらかじめ、当該土地等の所有者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

5 市町村長は、第三項の規定により土地等の所有者等に除去土壤等を保管させたときは、環境省令で定めるところにより、除去土壤等の保管に関する台帳を作成し、これを管理するとともに、公表しなければならない。

6 第二項又は前項の規定により台帳を作成する者は、当該台帳の写しを、土壤等の除染等の措置を行った

区域に係る除染実施計画を定めた都道府県知事等に送付するものとする。

(国による措置の代行)

第三十七条 国は、都道府県知事又は市町村長から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該都道府県知事又は市町村長に代わって自らこの節(第三十条から第三十二条までを除く。)に規定する措置を行うことができる。(P)

一 当該都道府県又は市町村における除染等の措置等の実施体制

二 当該除染等の措置等に関する専門的知識及び技術の必要性

2 前項の規定により国がこの節に規定する措置を行う場合においては、当該措置に関する事務を所掌する大臣は、政令で定めるところにより、同項の都道府県知事又は市町村長に代わってその権限を行うものとする。

第五章 費用

(財政上の措置等)

第三十八条 国は、地方公共団体が放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を推進するために必

要な費用についての財政上の措置その他の放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害）（P）

第三十九条 この法律の規定は、この法律に基づき講ぜられる措置に要する費用のうち原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百十七号）第三条第一項の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものについて、当該関係原子力事業者に対し、損害の賠償を請求し、又は求償することを妨げるものではない。

第六章 雑則

（汚染廃棄物等の投棄の禁止）

第四十条 何人も、みだりに特定廃棄物又は除去土壌（以下「汚染廃棄物等」という。）を捨ててはならない。

（特定廃棄物の焼却の禁止）

第四十一条 何人も、特定廃棄物を焼却してはならない。ただし、国、国の委託を受けて焼却を行う者その